

空き家対策に関する具体的な取り組みの状況について

1 空き家等の適切な管理の促進

(1) 市民への情報発信

- ・平成30年 9月：空き家に関するパンフレット（以下「パンフ」という。）を作成（別添）啓発のため、市内へ全戸配布を行った

(2) 専門家団体との連携・協力

- ・平成30年 9月：パンフの周知と相談件数の把握について協力を依頼した

(3) 地域への啓発活動

- ・平成30年 9月：空き家対策の取り組みについて、各地区嘱託員会で説明を行った

(4) 高齢者への支援

- ・平成30年10月：老人クラブ連合会に空き家に関する講座（セミナー）の開催に向けて調整し主に高齢者を対象に、市内8地区での開催を進める

(5) 早期アプローチ

- ・平成30年 9月：パンフを市民課（死亡届時）・税務課（相続人代表者選定時）と連携し、配布を開始した

2 空き家等及び跡地の活用の促進

(1) 跡地の活用の促進に関する事項

- ・平成30年 7月：市内に存する不良住宅の空き家の除却費用の一部を補助する制度を創設した
現在パンフの配布により周知中であり、申請者多数の場合は10月22日（月）に抽選を予定

(2) 活用の促進に関する事項

- ・平成30年 9月：宅地建物取引業協会鳥栖三神支部幹事会において、空き家・空き地バンクの説明を行い、物件取引の仲介について協力承諾をいただいた
現在、空き家の所有者等へ意向調査を実施中であり、登録を希望された場合、「全国版空き家バンク」へ物件を登録し、物件の所有者と利用希望者とのマッチングを推進するほか、利活用に向けて専門家団体と連携して支援を行う